

政府の交通安全対策の推進体制

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）

- 目的体制等
- 交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図る
 - ① 内閣府に中央交通安全対策会議を設置
 - ② 同会議が交通安全基本計画を作成
 - ③ 政府が年次報告（交通安全白書）を国会に提出

中央交通安全対策会議
(交通安全対策基本法第14条)

会長 内閣総理大臣
 委員 関係12閣僚
 幹事 関係15事務次官等
 庶務 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において総括し、及び処理する。
 ただし、海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものについては、内閣府と国土交通省において共同して処理する。

決定

交通安全基本計画（平成23年3月）

陸・海・空の交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 昭和46年度以降5年ごとに作成
 現行計画は第9次（計画期間：平成23年度～平成27年度）

【基本理念】

- 交通事故のない社会を目指す。
- 「人優先」の交通安全思想を基本とする。

【分野別の方向】

- [道路] ○ 死者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少についても積極的に取り組む。
 ○ 歩道の整備等により歩行者の安全確保を図る。
 <数値目標> ・ 平成27年までに、24時間死者数を3,000人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す。
 ・ 平成27年までに、死傷者数を70万人以下にすることを旨とする。
- [鉄道] 鉄道は、多くの国民が利用する生活に欠くことのできない交通手段である。
 <数値目標> ・ 乗客の死者数ゼロを目指す。
 ・ 運転事項全体の死者数減少を目指す。
- [海上] ○ 海難の発生を未然に防止する。
 ○ 乗船者等の迅速かつ的確な捜索救助・救急活動を推進する。
 <数値目標> ・ 我が国周辺で発生する海難隻数を第8次計画期間の平均(2,473隻)と比較して、27年度までに約1割削減(2,220隻以下)とする。
 ・ 「ふくそう海域」における、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとする。
- [航空] ○ 航空事故を減少させる。
 ○ 事故につながりかねない安全上のトラブルの未然防止を図る。
 <数値目標> 特定本邦航空運送事業者における乗客の死亡事故ゼロの記録を継続する。

交通対策本部

(中央交通安全対策会議決定)

本部長 内閣府特命担当大臣
 (交通安全対策)
 構成員 関係15事務次官等
 庶務 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において総括し、及び処理する。
 ただし、海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものについては内閣府政策統括官と国土交通省総合政策局において共同して処理する。

各種対策を決定

飲酒運転の根絶について（平成18年9月）
 飲酒運転の根絶に向けた取組の強化について（平成19年7月）

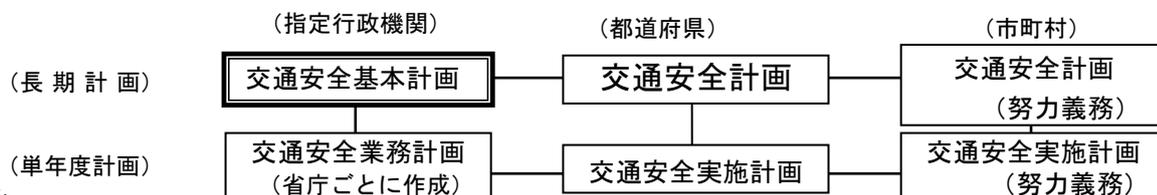
自転車の安全利用の促進について（平成19年7月）

後部座席シートベルトの着用の徹底を図るための対策について
 （平成19年7月）

「交通事故死ゼロを目指す日」の実施について（平成20年1月）

春・秋の全国交通安全運動推進要綱の決定

交通安全に関する国・都道府県・市町村の計画（都道府県と市町村は陸上交通の安全に関する部分のみ）



平成24年秋の全国交通安全運動について

(昭和23年開始以降、今回で129回目)

1 主催等

- (1) 主催
- ・ 国（内閣府他9省庁）
 - ・ 地方公共団体（都道府県、市区町村）
 - ・ その他関係団体（13団体）
- (2) 協賛団体 148団体

2 実施概要

- (1) 運動の期間
- ア 平成24年9月21日（金）から30日（日）までの10日間
- イ 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（日）
- (2) 運動の重点
- ア 運動の基本
「子どもと高齢者の交通事故防止」
- イ 全国重点
- (ア) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
- (イ) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (ウ) 飲酒運転の根絶

3 対応

- (1) 7月6日 推進要綱の発出（交通対策本部）
- (2) 8月 交通対策本部長（内閣府特命担当大臣）メッセージの発出（別紙参照）

(参考) 昨年の安全運動実施状況

	平成23年春	平成23年秋	合計
交通ボランティア活動状況（延人員）	890,749	885,490	1,776,239
交通安全教育参加人員	2,115,290	1,604,135	3,719,425

交通安全対策の積極的な推進について

交通安全対策の推進につきましては、平素から深い理解と熱意を持ってお取り組んでいただき、厚く御礼申し上げます。

悲惨な交通事故を防止し、安全に安心して暮らせる交通社会を築いていくことは、全ての国民の切なる願いです。

政府は、平成二十七年を目途に、交通事故の発生から二十四時間以内に亡くなる方を年間三千人以下とし、世界一安全な道路交通を実現することを目標に掲げ、「人優先」の交通安全思想を基本とした対策強化を図るところです。今回の秋の全国交通安全運動では、社会全体で次代を担う子どものかげがえのない命を守るとともに、交通事故死者数全体の約半数を高年齢者が占める現状を踏まえ、「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本に、

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

飲酒運転の根絶

を全国重点として取り組むこととしています。

交通事故のない社会は一朝一夕には実現できるものではありません。昨年も百四十九人に一人が交通事故に遭って死傷している現状を踏まえ、国民一人一人がルールを守るとともに、子どもや高齢者などの交通弱者に対し、思いやりのある心を持って行動していくことが必要です。

地方自治体において交通安全対策を担っていただいている皆様におかれましては、「地域における交通事故ゼロの実現」に向け、住民の交通安全意識の高揚に御尽力いただくとともに、関係機関・団体等との緊密な連携の下、地域住民と一体となった効果的な交通安全対策を積極的に進めていただきますようお願いいたします。

平成二十四年八月

内閣府特命担当大臣
交通対策本部長

中川 正春



茨城県知事

橋本 昌 殿